

平成17年8月29日

各 位

株式会社日本トリム
 代表取締役社長 森澤紳勝
 (コード番号6788東証第一部)
 問い合わせ先
 常務取締役管理本部長 香山昭人
 TEL: 06-6456-4600

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年8月27日開催の当社取締役会において、平成17年6月29日開催の当社第23期定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づくストック・オプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行日(平成17年9月15日を予定しております。)に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の割当を受ける者及び新株予約権の数

割当を受ける者	人数(名)	割当数合計(個)
当社子会社取締役	1()	400

()株式会社機能水細胞分析センター 取締役センター長 白畑實隆 1名
 (当社子会社、当社出資比率70%)

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 発行する新株予約権の総数

400個とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数50株、上記(2)の調整が行われた場合同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行する1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値(最終価格のない日数を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端

数は切り上げ) または発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)のいずれが高い金額とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行う場合、会社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社(財務諸表等規則上の子会社をいう。)の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合には、本新株予約権の行使を認めるものとする。

上記の要件を満たしている場合であっても、新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合で、当社ストック・オプション制度の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、新株予約権の行使を認めないものとする。

新株予約権者が、書面により新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後、新株予約権の行使を認めない。

新株予約権者は、各新株予約権を分割して行使することができない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

(7) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転が承認された場合には、当該合併、株式交換または株式移転の日に先立ち、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が、上記2.(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社は何時にもその新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における当該新株の発行価額中資本に組入れしない額

新株予約権の行使により新株を場合における当該株式1株当たりの発行価額中資本に組入れしない額は、行使価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。

(10) 新株予約権の期中行使があった場合の配当起算日

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金は、本新株予約権行使の効力が4月1日から9月30日までに発生したときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までに発生したときは10月1日に本新株予約権行使の効力があったものとみなして、これを支払う。

(11) その他

具体的な発行内容及び割当ての条件については、本株主総会及び当社取締役会の決議に基づき、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

以上